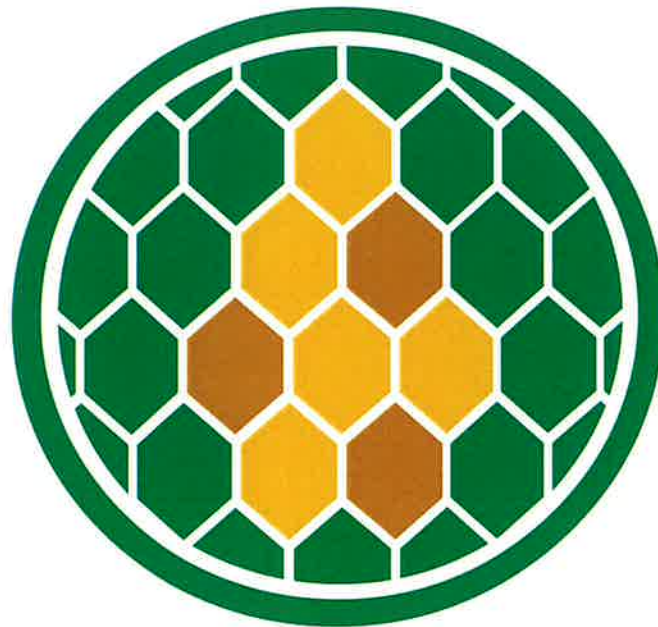


高根沢町食育、地産地消推進行動計画

【令和 7 年度～令和 11 年度】



TAKANEZAWA
くらし 高まる たかねざわ

令和 7 年 3 月
高根沢町

《目 次》

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	2
第3	高根沢町ハートごはん条例について	3
第4	行動計画の概要	7
第5	食育、地産地消の5つの柱	10
1	「食」で健康！	
2	「食」を感じる！	
3	「食」を知る！	
4	「食財（地元農産物）」に感謝	
5	「地元農産物」を知る！	
第6	生活の場ごとの食育、地産地消への取り組み	20
1	家庭における取り組み	
2	学校等における取り組み	
3	地域における取り組み	
第7	ライフステージごとの食育、地産地消への取り組み	23
(1)	乳幼児期（0～5歳）	
(2)	少年期（6～18歳）	
(3)	青年期（19～29歳）	
(4)	壮年期（30～44歳）	
(5)	壮年後期（45歳～64歳）	
(6)	高齢期Ⅰ（65歳～74歳）	
(7)	高齢期Ⅱ（75歳～）	
第8	推進行動計画事業一覧	30
第9	その他（資料）	34

第 1 計画策定の趣旨

関連する食育ピクトグラムの目標



本町は平成 19 年 9 月に「高根沢町ハートごはん条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。『まごころ（ハート）を込めて育てた農産物を、愛情（ハート）を込めて料理し、感謝の気持ち（ハート）をもっていただくことを大切にして、高根沢町の食文化を伝え育んでいくこと』を町民の責任としています。

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かせません。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しさを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

食べることは、生命の維持に欠かすことのできないものであると同時に、健やかな心と体、そして情緒を育むためにとても大切なことです。

しかしながら、現状の食生活においては、特に若い世代では他の世代と比べて朝食欠食の割合が高い傾向にあり、栄養バランスに配慮した食生活を送っているとはいえない状況にあります。

そこで、健康や栄養に関する正しい知識を身につけることが重要であり、食育の観点から、冷凍食材、カット食材の利用や時短料理などの有効な活用も含め、食育への積極的な取り組みが必要です。

そして、この条例の考え方を実践していくために、

◆行政には何ができるか？

◆町民は日々の暮らしの中で何をすべきか？

という具体的な行動計画を示したものが、この「高根沢町食育、地産地消推進行動計画」（以下「計画」といいます。）です。

本計画を通じて、健康で心豊かな暮らしが継続できるよう食育、地産地消のウェルビーイング（Well-being※）を実現します。

※ウェルビーイング（Well-being）とは、Well（よい）と Being（状態）が組み合わさった言葉で、「よく在る」「よく居る」状態、心身ともに満たされた状態を表す概念です。

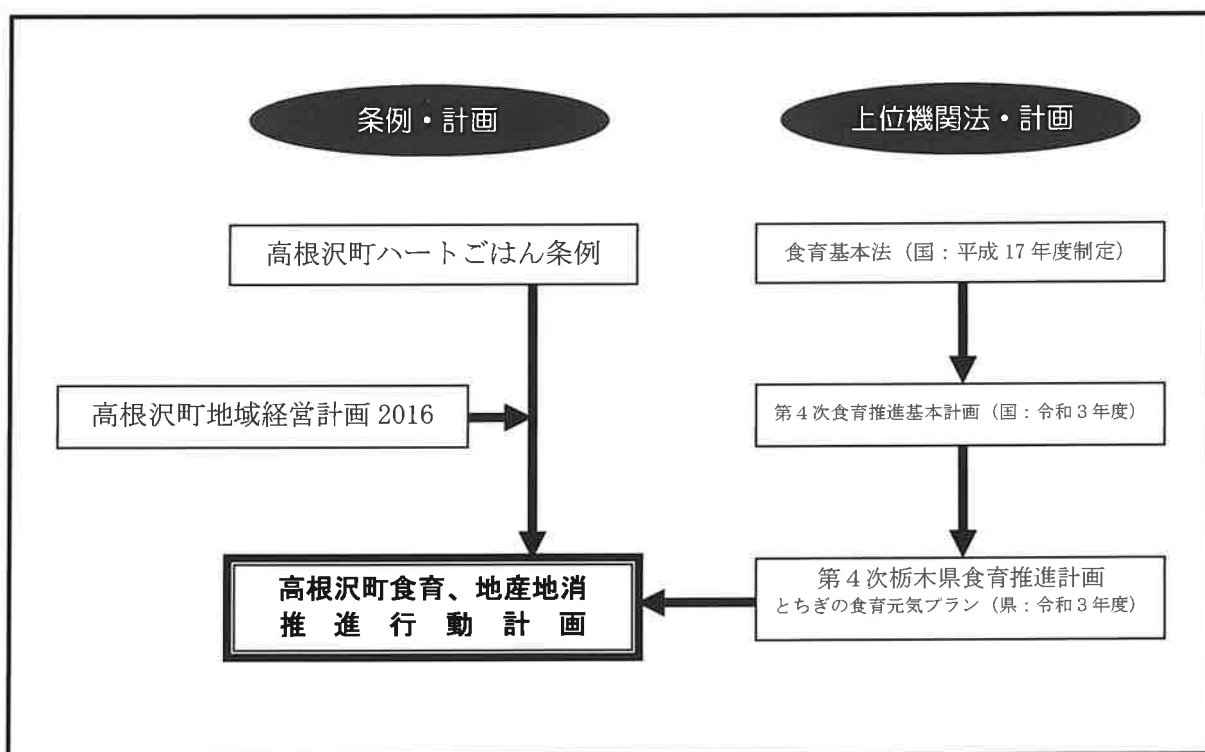
この計画には、SDGs「持続可能な開発目標」の一部に食育の取組が入っていることまた、食育の取組を分かりやすく単純化して情報発信、普及・啓発を行うことを目的として食育ピクトグラムを記載しました。

詳細は、34 ページ（SDGs）、35 ページ（食育ピクトグラム）をご覧ください。

第2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、国の食育推進基本計画、栃木県が進める食育推進計画、その他高根沢町の計画において既に実施されている事業との整合を図りながら、より実効性があり、かつ効率的な事業展開を行うことに重点を置きます。

■ 関連計画の相関図 ■



第3 高根沢町ハートごはん条例について

■ 概 要 ■

理念（第3条）		役割分担（第3条第2項～第7条）				
		共通 した役割	町 の役割	町民 の役割	生産者 の役割	商工業者 の役割
1	正しい食生活を通し、心身の健康増進に取り組む 【食育】	■ 家庭を中心に取り組むことを理解しつつ、保育園、幼稚園、学校、地域等においても積極的に活動すること。	■ 町民、生産者、商工業者と連携して、食育、地産地消推進に関する施策を実施すること。	■ 正しい知識を習得し、次代を担う子どもたちにその知識を伝えること。 ■ 生産者の努力を理解し、地元農産物を積極的に利用するよう努めること。	■ 自覚と責任を持って、安全安心な農産物を生産するよう努めること。 ■ 農産物の正確かつ適切な情報を、消費者に提供するように努めること。	■ 消費者と生産者の間を取り持つ役割を担っていることを認識し、地産地消に協力すること。
2	体験活動を通し、食に対する感謝の心や理解を深める 【食育】					
3	食について楽しく学習する 【食育】					
4	身近な地域で生産されたものに親しみ、旬の美味しさを知る 【地産地消】					
5	生産者と消費者の交流を深める 【地産地消】					

■ 条 文 ■

（前文）

土が食べものを育て、人の命と健康は食べもので支えられています。食べることは、こころや身体、情緒を育むためには大変重要なことです。

しかし、近年、食べることの大切さが軽んじられ、食の安全性や食を取り巻く環境の乱れが、社会環境や生活の乱れとして表れていると言われています。

今こそ、食べものを育てる人、売る人、買う人、料理する人すべてが、生活者としてつながり、それぞれの立場で食生活を見直し、食の楽しさと、いろいろな人たちの想いを感じる、食を通じた人づくりが必要ではないでしょうか。

まごころ(ハート)を込めて育てた農産物を、愛情(ハート)を込めて料理し、感謝の気持ち(ハート)をもってごはんをいただくということを大切に、高根沢町の食文化を伝え育んでいくことが、これからの私たちの責任です。

いま、私たちは、強い意志をもってハートごはん条例を制定し、未来の高根沢町のために行動します。

（目的）

第1条 この条例は、食育、地産地消を推進するために必要な基本的考え方を定めるとともに、町、町民、生産者及び商工業者の役割を明らかにすることを目的にします。

（言葉の意味）

第2条 この条例の中で使われる言葉の意味は、次のとおりです。

- （１） 食とは、いのちを支える基本であり、食材の生産から、加工、流通、料理、食事に至るまでのすべてのことをいいます。
- （２） 食育とは、単に空腹を満たすだけの食でなく、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるため、いろいろな経験を通して食に関する知識と食を選ぶ力を習得し、正しい食生活を営むことができる人を育てることをいいます。
- （３） 地産地消とは、身近な地域で生産されたものを食べることをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 私たちは、食育、地産地消を次の基本的な考え方のとおり進めていきます。

(1) 食育

ア 食の大切さについて理解し、一人ひとりが正しい食生活を行うことにより心身の健康増進に取り組んでいきます。

イ さまざまな体験活動を通じて食に関する感謝の心や理解が自然に深まるよう取り組んでいきます。

ウ 食について楽しく学ぶことができるよう、年代にあわせ取り組んでいきます。

(2) 地産地消

ア 身近な地域で生産したものに親しみ、旬の美味しさを知ることができるよう取り組んでいきます。

イ 生産者と消費者との交流等を進め、お互いの信頼関係のもと、生産から販売までの過程において、安心安全な農産物を消費者にいつでも供給することができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

2 食育、地産地消は、家庭が中心であることを理解するとともに、保育園、幼稚園、学校、地域等においても積極的な活動に取り組んでいきます。

(町の役割)

第4条 町は、第3条の基本的な考え方に基づいて、町民、生産者及び商工業者と連携して、食育、地産地消推進に関する施策を実施します。

(町民の役割)

第5条 町民は、第3条の基本的な考え方に基づいて、食に関する教室等に参加して正しい知識を習得し、次代を担う子どもたちにその知識を伝えていきます。

2 町民は、安心安全な食を提供する生産者の努力を理解し、地元の安心安全で新鮮な農産物を積極的に利用するよう努めていきます。

(生産者の役割)

第6条 生産者は、第3条の基本的な考え方に基づいて、農産物が町民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農産物を生産するよう努めていきます。

- 2 生産者は、農産物に関する正確かつ適切な情報を、消費者に提供するように努めていきます。

（商工業者の役割）

第7条 商工業者は、第3条の基本的な考え方に基づいて、消費者と生産者の間を取り持つ役割を担っていることを認識し、地産地消に協力していきます。

（推進行動計画）

第8条 町は、第3条の基本的な考え方に基づいて、継続的かつ総合的な取り組みを進めるため推進行動計画を策定します。計画の策定に当たっては、町民の意見を反映させていきます。

- 2 推進行動計画に沿って進める食育、地産地消推進に関する施策や事業の取り組み状況や成果については、毎年公表します。

（食育、地産地消推進委員会）

第9条 町長は、推進行動計画の策定及びその実施推進のため、食育、地産地消推進委員会（この条例の中では「委員会」と表現します。）を設けます。

- 2 委員会は委員22名以内で構成します。
- 3 委員の任期は、2年とします。委員が欠けた場合、補充された委員の任期は、欠けた委員の残任期間とします。
- 4 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置きます。

（規則で定める内容）

第10条 この条例で定める内容の詳細については、別に定めます。

第4 行動計画の概要

条例に定めた考え方のもと、高根沢町の食育、高根沢町の地産地消の運動を、具体的にどのように進めていくのかを、行動計画に示しました。

行動計画も、条例案の策定と同様、町民のみなさんと共に議論を重ねてきました。そのなかで特に、子どもたちが体験活動などを通して、より主体的な食生活を実践することは、健康で情緒豊かな人間性を育んでいく基礎となり、本町が魅力に溢れた町として成長し続けていく上で、欠くことのできない重要なことと考えました。

よって行動計画は、子どもたちへの食育を中心としながら、更に大人自身の食生活も見直せることを期待したものとなっています。

■ 計画期間 ■

食育や地産地消の取り組みは、推進の効果がすぐに期待できるものではなく、継続的に取り組んでいくことが重要と考えています。

今回の計画は、食育と地産地消のスタートと位置づけた前計画を見直し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお計画は、社会経済情勢の変化等に応じて、みなさまの意見を伺いながら、適宜見直しを行います。

■ 行動理念 ■

ハートごはん条例		食育、地産地消推進行動計画	
		行 動 理 念	
1	正しい食生活を通し、心身の健康増進に取り組む 【食育】	→	食で健康
2	体験活動を通し、食に対する感謝の心や理解を深める 【食育】	→	食を感じる
3	食について楽しく学習する 【食育】	→	食を知る
4	身近な地域で生産されたものに親しみ、旬の美味しさを知る 【地産地消】	→	食財に感謝
5	生産者と消費者の交流を深める 【地産地消】	→	地元農産物を知る

■ 推進体制 ■

視点1

体験を主とした食育

食べる、つくる、育てる等の体験や交流を通じて、食への関心を深め、人や土地への慈しみや感謝の心を育む食育を進めます。

視点2

生涯を通じた支援

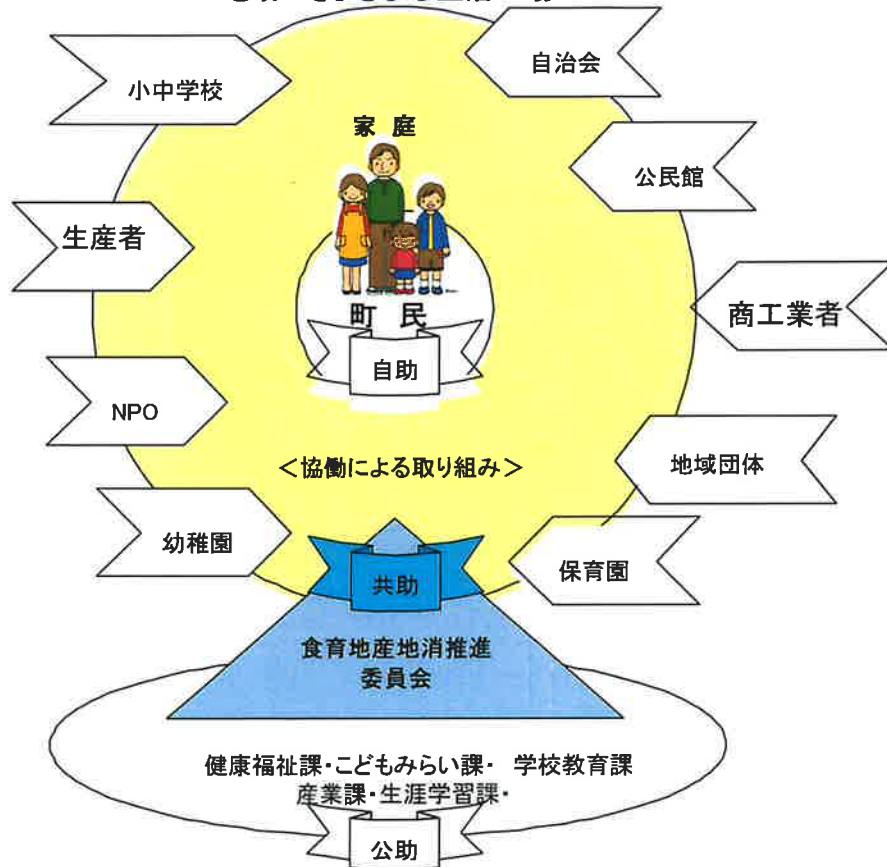
乳幼児から高齢者までの各年代を通じて、世代間の交流や体験を共有するなど、町民のみなさんの力を合わせた取り組みを進めます。

視点3

こどもを中心とした食育

未来を担う子どもたちが、食の楽しさや大切さを実感できるよう、家庭を基点とした食育を進めます。

地域～さまざまな生活の場



食で健康
規則正しい
食習慣

食を感じる
食に対して関心を持つ

食を知る
学びを活かす

食財に感謝
旬の食材

地元農産物を知る
生産者との交流

みんなで広げよう、町ぐるみハートごはん
～たくさん食べよう地元の食材～

第5 食育、地産地消の5つの柱

食育、地産地消を着実に推進していく上で最も重要なことは、1人1人の町民が食育、地産地消の意義やその必要性を理解し、日常的に、できることから少しずつ実践していけることです。

そこで、5つの行動理念について次の具体的な目標を定め、それぞれの行動指針とします。

1 「食」で健康

関連するSDGsの目標



関連する食育ピクトグラムの目標



町の健康づくり計画である「健康たかねざわ元気計画」に基づき、健康で元気に生活できる期間、いわゆる『健康寿命』を伸ばし、食を通じた健康的な生活習慣を身につけられるよう、関係機関との連携を駆使して取り組みます。

【行動目標】

◎ 規則正しい食習慣を身に付けましょう

- ・朝食を抜かず、一日3食を規則正しく食事をするよう、生活のリズムを身につけます。

【町の取り組み】

望ましい食習慣の啓発・普及

- ・妊産婦を対象とした教室を開催し、母親だけでなく赤ちゃんへの栄養にも目を向けた食事指導を実施します。
- ・乳幼児健診等で集団・個別による相談・指導の実施やリーフレットを配布し、家庭における生活リズムや食習慣の改善のお手伝いをします。
- ・幼児や児童を対象に教室を開催し、幼少期から食に対する関心を高め、正しい食生活習慣を身につけられるよう努めます。
- ・小中学校生栄養相談を実施し、小児生活習慣病発症の予防に努めます。
- ・成人を対象とした健康教室を開催し、生活習慣病予防に向けた指導を実施します。健診結果説明や栄養相談で病態改善指導を実施します。
- ・高齢者に対しては介護予防事業等を通じて低栄養やフレイル予防(※1)、バランス食についての講話を実施します。

- ・災害に備え、非常時の食品備蓄について広報やホームページを通じ情報提供していきま
 - す。
 - ・町民の皆さんに機会の場の提供や取組について広報たかねざわや町 HP で周知します。
- (※1) フレイルとは、健常から要介護へ移行する中間の段階と言われています。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。

【成果指標】（新規に設定）

Q：食に関する集団指導の回数

現状値 (令和 5 年度)	こども 21 回 成人 6 回 高齢者 25 回 合 計 52 回	➡	目標値 (令和 11 年度)	こども 27 回 成人 9 回 高齢者 32 回 合 計 68 回
--------------------------	--	---	---------------------------	--

○担 当 課：健康福祉課（保健センター）

○指標算出方法：事業実施数

○目 標 値：現状実施している事業に加え、対象を拡大し事業展開する

※追加事業：こども：学童保育（全箇所）、成人：5割増、高齢者：地域サロン（全箇所）

○事 業 名：①離乳食教室、②幼児栄養教室、③こども栄養教室、④親子料理教室
⑤健康講座、⑥介護予防教室、⑦地域サロン、⑧出前講座事業
計 8 事業

Q：1日3回規則正しく食事をする人の割合

現状値 (令和 5 年度)	85.5%	➡	目標値 (令和 11 年度)	88.5%
--------------------------	--------------	---	---------------------------	--------------

○担 当 課：健康福祉課（保健センター）

○指標算出方法：20 歳以上の町民

（2 歳児歯科健診対象児の保護者及び町集団健診受診者）

○目 標 値：1 年に 0.5%上昇

○事 業 名：①NIKONIKO ルーム（産前教室）、②NIKONIKO サロン（産後交流会）、
③乳幼児健診、④こども相談、⑤幼児栄養教室、⑥こども栄養教室
⑦親子料理教室、⑧健診結果説明会、⑨健康教室、⑩介護予防教室、
一体化事業、⑪地域サロン

計 11 事業

2 「食」を感じる

関連する食育ピクトグラムの目標



食を通じて、自然への畏敬の念や生産者の想いを感じ、感謝する心を育むことを目的として、農業や料理などの体験の場やその機会を提供します。

【行動目標】

◎ 食物の生命や恩恵にあずかり関心を持ちましょう

- ・自ら野菜を栽培することや調理することで食物の特徴や食物に興味を持ち、生命の源である食に対して喜びや楽しさの関心を育みます。

【町の取り組み】

生産者との交流

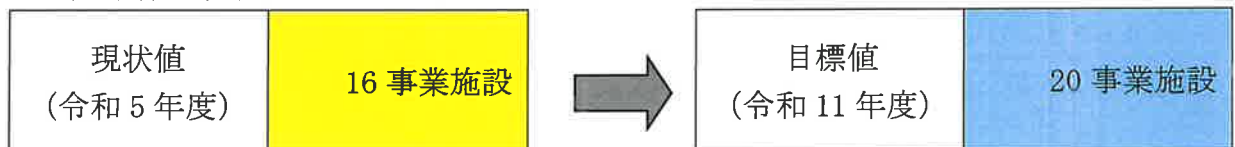
- ・食べ物と自然を大切に作る心を育てるとともに、食を通して生産者との交流や地域の農業について学べるよう、体験的な活動を行います。

食育に関する学びの提供

- ・食の大切さを実感することができるよう、お弁当教室や料理教室を行います。

【成果指標】（新規に設定）

Q：農業体験、料理教室等の実施事業施設数



※ 1 施設減少予定

町内 20 事業施設に確認したところ、表に現れない多くの取り組みや事業を実施していることがわかりました。

そこで各事業施設に取り組みの報告をいただき、各施設に情報発信、共有をすることで、事業の推進に繋がると考えています。

なお、今後の展開として各事業で実施した内容を取りまとめ推進の検証いたします。

○担 当 課

- ・こどもみらい課（町内教育・保育園施設 8 園、児童館等 3 施設）
- ・学校教育課（各小中学校 8 校）
- ・生涯学習課（庁舎建て替え代わる施設 1 施設）

計 20 施設

○指標算出方法：農業体験、料理教室等の実施事業施設数

※1 1施設は減少予定

※2 小規模保育園3園はカウントしていません。

○目標値：全施設（20事業施設取組み達成予定）

○事業名：農業体験、料理教室等の実施



芋ほり体験事業1



芋ほり体験事業2（保育園）



野菜収穫体験



採れたての野菜

3 「食」を知る

関連するSDGs



関連する食育ピクトグラムの目標



小中学校では、子どもたちが食の楽しさを実感しながら、正しい食習慣を身に付けられるよう、成長・発達段階に応じた食に関する学習の機会を増やしていきます。

保育園等では、地域の力を上手に取り込みながら、食べることの大切さや食文化についての学びなど、子どもたちの知的好奇心を刺激するような取り組みを行います。

【行動目標】

◎ 食について楽しく・正しく学び食事に活かします

- ・食の指導者（栄養教諭・学校栄養職員・食生活改善推進員等）を通じて、体験、交流、授業で、郷土料理や行事食、地元野菜などの食文化と触れ、食への理解、取組を行います。

【町の取り組み】

学校教育活動全体を通した食指導

- ・給食の時間や総合的な学習の時間など学校教育全体を通して、望ましい食生活や食事マナーを教えるなど、計画的・体系的に食に関する指導を展開します。
- ・地域の気候風土と結びつけた優れた食文化を継承し、郷土を愛する子どもたちの育成のため学校給食で郷土料理や伝統料理の献立を活用促進します。

新しいメニューの提供

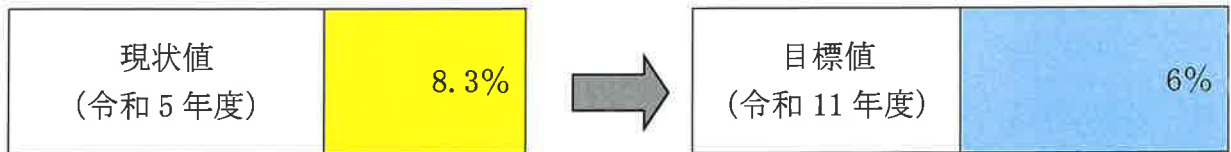
- ・季節、イベント、食材の無償提供など、目的、状況に応じて新しいメニューの提案にチャレンジします。

保育園等での食育

- ・子どもたちが、みんなで楽しく食べる体験や、畑作りの体験、健康教育などを通じて、食への関心を育み『食べる力』の基礎を培います。

【成果指標】（新規に設定）

Q：学校給食の残食率



○担 当 課：学校教育課（学校給食センター）

○指標算出方法：学校給食の残食率（実施日 約 200 日の平均値）

※公立保育園も残食量の計量ができるため、参考として計測。

○目 標 値：学校給食の残食率（年間平均 6 %）

○事 業 名

- ・学校教育課（学校給食センター）

①食に関する指導

好きな献立だけではなく、食指導等を行うことで嫌い・苦手であったメニューが食べられるようになり、それにあわせて残食率が減少する。

- ・こどもみらい課（公立保育園）

① 野菜作り事業

給食に収穫した野菜を使い、食べる意欲を高める。

② ふれあい給食

他のクラスの園児や保育者と会食し、楽しく食べる体験をする。

③ 幼児栄養教室

保健センターの栄養士が年2回来園し、食について楽しく学び、食事に活かす。

④ 高齢者との交流

高齢者との会食を通して郷土料理等の理解を深める。

⑤ 保育参加

保護者が園児と会食し、食事の様子や給食の味を知る。園児は楽しく食べる体験をする。

4 「食財（地元農産物）」に感謝



高根沢町の大地が育んだ恵みの食財について、その『旬』を学ぶ機会を提供し、地元産食材はすばらしい財産であることを理解する機会を、広く提供していきます。

【行動目標】

◎ 旬の食材を食卓にのせましょう

- ・「地元の食べものはやっぱり美味しい」と実感できることや、地元でとれた旬の農産物を食べることが身体に良いという「身土不二」の考え方を理解し、学校給食で感じてもらえること。また、普段の買い物の際に新鮮で安心、安全な地元農産物を身近な農産物直売所やスーパーなどで購入し食卓に並べます。

【町の取り組み】

学校給食への地元農産物の安定供給

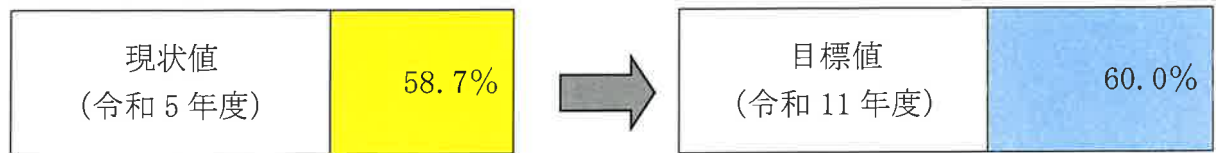
- ・学校給食の食材に、地元の生産者が作った米や野菜などの利用率を上げ計画的に供給できるようにします。

地元産食材に関する情報の発信

- ・地元農産物を生きた教材として活用出来るよう、指導内容及び学校給食の充実を図ります。

【成果指標】

Q： 学校給食の町内農産物（野菜）利用



○担 当 課：学校教育課（学校給食センター）

○指標算出方法：野菜穀類使用量全体における、学校給食の町内農産物利用量を重量ベースで算出します。

○目 標 値：産業課、塩野谷農業協同組合などに協力を得ながら、必要な地元産の食材の確保に努めます。

令和 5 年度現在、塩野谷農業協同組合を含めて 10 団体より取引している事業者・生産者を増やすよう努力します。

○事 業 名：賄材料費購入事業



高根沢焼ちゃんぽん



黒紫米入りごはん（高根沢産）



米粉パンを使用した
地産地消ウィークメニュー



「みんなが食べられる学校給食」
ハートカレー

5 「町内産農産物」を知る



町内産農産物を知り、食べるきっかけをつくるため、生産者にとっては消費者の反応を直接聞くことができる、消費者にとっては生産者の顔が見える「交流の機会」を創出するとともに、町内産農産物を使用したご当地グルメ「高根沢ローカルグルメ」の普及促進に努めます。

【行動目標】

◎ 生産者と消費者のコミュニケーションを深めましょう

- ・地産地消を進めるためには、生産者と消費者の「お互いの顔が見える」ことが重要であり、食の安心、安全の理解促進につながります。生産者と消費者との交流の場に積極的に参加します。

【町の取り組み】

町内産農産物の魅力発信

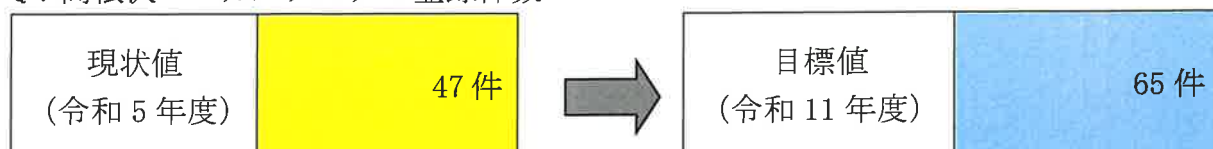
- ・消費者に町内産農産物について広く知っていただけるよう、農産物や「高根沢ローカルグルメ」の魅力を発信し、普及促進に努めます。

生産者と消費者の交流の促進

- ・町内産農産物への消費者の感心を高め、理解を深めるため、生産者と消費者とのつながりを深めるための取組を支援します。

【成果指標】（新規に設定）

Q：高根沢ローカルグルメの登録件数



○担 当 課：産業課

○指標算出方法： 高根沢ローカルグルメの登録件数

○目標値：65件（令和11年度）

○事業名：①産業育成事業

「高根沢ローカルグルメ」認定制度 を活用した町内産農産物の普及促進



高根沢ちゃんぽん



高根沢ジェラート



米粉パン



米粉スノーボール



高根沢町内産「とちぎの星」



米粉の豆乳クリーム

第6 生活の場ごとの食育、地産地消の取り組み

私たちが食育、地産地消推進における役割と責任を認識し、対等な立場で家庭、学校、地域のさまざまな生活の場で、お互いに、連携・協力しながら、進めていく必要があります。

1 家庭における取り組み



家族と一緒に食べる食事は、成長過程にある子どもたちが、望ましい食生活などの基礎知識を体で覚えていくために、大変重要な役割を担っています。

- ◆ 家庭で食育や地産地消について楽しく考える機会をつくれます。
- ◆ 乳幼児期から様々な食品に親しみ、味覚（塩味・酸味・甘味・苦味・旨味）を育て、食事のリズムや食べものを粗末にしない、好き嫌いをしない、食事を味わって食べる、などの食習慣を身につけられるようにします。
- ◆ 日常生活の中でも、買い物や料理の手伝い、後片付けなどを通して、安全、安心な食材の選び方や調理法を学び、食事のマナー、地元の食材を生かした郷土料理や伝統料理、町内の基幹産業である農業などへの理解も深められるようにします。
- ◆ 食事が健康づくりや病気の予防にとって大切なこと、規則的な食事を摂るため、適度の運動や早寝・早起きを習慣化することを知り、より良い生活を心がけましょう。
- ◆ 休日などには、農業体験や自然とのふれあい、町内農産物を用いた料理教室などに参加するなど、様々な体験を通じて楽しみながら五感を磨き、家族で食育活動に取り組みましょう。
- ◆ 町地産地消方針に基づいた「食」に対する正しい知識や地元農産物に対する理解の促進・普及を図り、農作業体験を通じた親子ふれあいの場を創出します。
- ◆ 小中学校の「お弁当の日」に向けて、親子で栄養バランスを考えたお弁当の品をつくり、親子で食に対する関心を高めます。

【役割分担】

◎町 民：様々な分野における食の学習・体験活動に積極的に参加し、家庭でより良い食生活が実践できるよう努めます。

◎生産者：家庭に安心な食材を提供することに努めるとともに、積極的な情報提供を心がけます

2 学校等における取り組み



保育園、幼稚園、小中学校の給食の時間などを活用して、望ましい食生活・食習慣や食事のマナー等を伝えることや、学校全体で目標を掲げた食育活動を、体系的に整理しながら計画的に展開します。

また、学校等における取り組みを通じた喜びを、子どもたちが家庭に持ち帰ることで、食育活動の更なる広がりを期待するものです。

- ◆本町の生活を支えてきた農業を最大限に生かし、学校給食の地元農産物の更なる利用や、食材の旬や味覚等の学習を進めるとともに、農業体験などを通じて、生産から消費までの過程を学び、農作業の苦労や自然の恵みを体験させ、農作物を粗末にしない心と自然環境を大切にする心を育んでいきます。
- ◆学校の学年行事やPTA行事などを通じて、親子が一緒に食の楽しさや大切さに関する理解を深めることができる機会を企画し、家庭における食育活動との連携を強化します。
- ◆食物アレルギーがある児童生徒も食べられる、全児童生徒と一緒に食べられる給食(ハートカレー)を実施して、給食の楽しさを実感してもらえるようにします。
- ◆保育園・幼稚園などでは、子どもたちが、畑作り体験を通じて、土や新鮮な農作物に触れることで豊かな感性を磨き、みんなで楽しく食べる喜びや感謝の心を実感できるよう支援し、「食べる力」の基礎を培う活動を進めます。

【役割分担】

- ◎町 民：学校等が実施する様々な分野における食の学習、体験活動に積極的に協力し共に学ぶよう努めます。
- ◎生産者：①学校給食に、新鮮で安全・安心な地元の食材を提供します。
②学校等が取り組む体験学習などに積極的に参加協力し、情報の提供に努めます。
③学校給食を通じた児童とのふれあいにより、児童の食べ物や生産者・関係者への感謝の気持ちや地域への興味・関心を高め食べ物が与えてくれる喜びを共有します。

3 地域における取り組み

関連する食育ピクトグラムの目標



町民が、自然の恵みと生産者の苦労、生命を育む産業としての重要性などについて理解を深め、主体的に食育活動に取り組むため、食を楽しむ機会や食に関する様々な体験が、より身近なところで開かれるよう支援していきます。

- ◆地域では、関係者がお互いに連携して、優れた地域資源と結びついた食に関する様々な体験ができる場を提供するとともに、地域住民間のふれあいと交流を図りながら、郷土への誇りと愛着を育んでいきます。
- ◆地域の食文化の伝承のほか、生活習慣病の予防など、地域ぐるみで食と健康の学習をすることも重要です。
- ◆生産者や商工業者においては、地元の新鮮で、安全、安心な食材を消費者に提供することが最も重要ですが、食料の生産履歴や食の安全について積極的に情報を開示することも強く求められています。
- ◆高根沢町への郷土愛を育むため、高根沢町の歴史や伝統、食について学び体験します。
- ◆日本の伝統食文化の継承並びに理解を深めるために学び体験します。

【役割分担】

- ◎町 民：地域で実施される様々な食の学習、体験活動に積極的に参画し、楽しく学び体験することで、日常生活の実践に繋がります。
- ◎生産者：①地域で取り込まれる、料理教室、農業体験などの学習活動や消費者との交流活動に積極的に参画し、協力します。
②商工業者は、健康に配慮した食事メニューの提供や、地元農産物の積極的な利用により地産地消活動に努めます。

第7 ライフステージごとの食育、地産地消の取り組み

一人一人の食生活や食習慣は、長い年月をかけて形成されるものです。

「食べること」は単に栄養をとるだけでなく、心を育み、人を育てるという役割を果たしています。

ウェルビーイング（Well-being）の実現に向け、より効果的に食育、地産地消を推進するためには、それぞれのライフステージごとに、特徴に合わせて取り組んでいく必要があります。

（1）乳幼児期（0～5歳）

関連する食育ピクトグラムの目標



バランスの良い食事や十分な睡眠、排泄など健康的な生活習慣の基礎を身につける時期です。調理の手伝いや野菜などの栽培・収穫、家族や友達と一緒に食べる時間などいろいろな食に関わる体験を通じて、食への関心を高め、食を楽しむ心を育みます。

【大切にしたいこと】

〈乳児〉

- ・食生活リズムを身につける。
- ・離乳期から薄味の習慣を身につける。
- ・食事を通して、飲み込む力、噛む機能を育てる。
- ・様々な食べ物を食べ、味覚を育てる。

〈幼児〉

- ・家庭では家族と、保育園・幼稚園では友達と一緒に食べる楽しさを味わい、マナーを身につける。
- ・おやつの食べる量、質、時間に気をつける。
- ・茶碗や箸を正しく使えるように練習する。
- ・収穫体験等を通じて食物にふれる。



(2) 少年期（6～18歳）

関連する食育ピクトグラムの目標



学校給食、栄養指導、農業体験など食に関わる体験学習や活動、家族や友だちとの食を通じた関わりのなかで、食べることや作ることへの興味・関心が深まり、自分で試してみようという気持ちを育て、食の楽しさを実感することで食を楽しむ心を育みます。

【大切にしたいこと】

- ・生活リズムと食生活の関係を理解し、「早寝早起き朝ごはん」の習慣を身につける。
- ・家庭では家族と一緒に、学校では友達と一緒に食べる楽しさを味わう。親子で食事を作る喜びを味わう。
- ・食品の組合せなど栄養バランスの知識を身につけ望ましい栄養や食事のとり方・食の安全性について自ら判断できる力を身につける。
- ・食事のマナーを学ぶ。
- ・食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する。
- ・家族の食事づくりや準備を手伝う。
- ・高校生はできるだけ家庭で作った弁当をもって学校に行く。
- ・農業体験などにより食べ物と自然を大切にする心を育てるとともに、地域の農業について学ぶ。
- ・食物を大切にし、食物の生産等に係わる人へ感謝する心を育てる。
- ・食べ残しを減らすなど、食と環境に係る取り組みを実践する。

(3) 青年期(19～29歳)



就職や結婚、子育てなど、自立した食生活を育む時期です。

生涯にわたって健康的に過ごすため、自分の食生活を振り返り、改善できる力や体調と食の関係を学び、食習慣や生活リズムの自己管理ができる力を育みます。

【大切にしたいこと】

- ・ 欠食や生活のリズムの乱れ、肥満や過度の痩身などを招かないよう、望ましい生活習慣や食習慣を身につける。
- ・ 偏食により、栄養バランスを崩しやすいことから、栄養と生活習慣病の関係などを理解する。
- ・ 米や魚などを中心としたバランスのよい日本型食生活に親しむ。
- ・ 食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する。
- ・ 家庭からの独立の時期であることから、併せて食についても自立する。
- ・ 食料の生産から流通、食卓までの流れを理解する。
- ・ 食べ残しを減らすなど、食と環境に係る取り組みを実践する。

(4) 壮年期(30～44歳)

関連する食育ピクトグラムの目標



生活習慣を改善し、発症を予防する時期です。健康的な生活習慣の維持とともに子どもたちに様々な食についての知識を伝える役割があり、家族で楽しく食事をしたり、親子で食に関する学習や体験の機会に参加するなど、家庭における食への関心を高めていきます。

【大切にしたいこと】

- ・ 家族や友人などとともに食事を楽しむ。
- ・ 食と健康の関係を理解し、生活習慣病を予防する知識を身につける。
- ・ 米や魚などを中心としたバランスのよい日本型食生活を実践する。
- ・ 食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する。
- ・ 地域で生産された農産物などの自然の恵みを知り、料理などに活用する。
- ・ 家族などで農作業などの体験をし、地域の農業や食文化への理解を深める。
- ・ 食べ残しを減らすなど、食と環境に係る取り組みを実践する。

(5) 壮年後期(45～64歳)



高齢期に向け、自分の生活習慣を見直し、健康管理に努める時期です。

様々な経験の中で身につけてきた食習慣、食文化などの知識や体験を、家庭や地域、学校などで次の世代に伝えます。

【大切にしたいこと】

- ・ 家族や友人などともに楽しい雰囲気の中で食事をする。
- ・ 野菜の摂取や減塩に心がけるなど、生活習慣病予防を意識した食生活や運動を実践する。
- ・ 食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する。
- ・ 地域で生産された農産物などの自然の恵みを知り、料理などに活用する。
- ・ 家庭菜園に取り組むなど食料の生産から流通、食卓までの流れを理解する。
- ・ スローフードや郷土料理を楽しみ、次世代の人々に伝える。
- ・ 食べ残しを減らすなど、食と環境に係る取り組みを実践する。

(6) 高齢期Ⅰ(65～74歳)



これまでの人生経験を生かし、地域での食育活動や生涯学習活動、学校等での体験学習などにおいて、様々な指導的役割を担います。

【大切にしたいこと】

- ・孤食傾向になりやすいので、家族や友達などとともに楽しい雰囲気の中で一緒に食事をするよう心がける。
- ・介護予防のため、たんぱく質（肉・魚等）を含むバランスのとれた食事を心がける。
- ・郷土料理などを次世代の人々に伝える。
- ・地域で生産された農産物などの自然の恵みを知り、料理などに活用する。
- ・地域の農業に対する理解を深め、次世代の人々に伝える。

(7) 高齢期Ⅱ（75歳～）



身体機能の低下の個人差が顕著になる時期です。自分の健康状態に合った食生活を実践します。

【大切にしたいこと】

- ・孤食傾向になりやすいので、家族や友達などとともに楽しい雰囲気の中で一緒に食事をするよう心がける。
- ・郷土料理などを次世代の人々に伝える。
- ・介護予防の観点から、栄養バランスのとれた食事と噛む力、飲み込む力を維持し自分に合った食事を心がける。
- ・食事の量と質に気を配り、低栄養を予防する。

第8 推進行動計画事業一覽

[illegible]

	【理念】 ◎目標	事業名	事業内容	指 標
地産地消	◎旬の食材を食卓にのせましょう 【「食財」（地元農産物）に感謝！】	学校給食センター ●賄材料費購入	○学校給食への地元農産物安定供給 ○地元産食材に関する情報 わが町自慢のとちぎの星 	担 当 課： 学校教育課（学校給食センター） ☆学校給食における町内農産物利用量（重量ベース） 58.7%→60.0%
	◎生産者と消費者のコミュニケーションを深めましょう 【「町内産農産物」を知る！】	産業課 ●産業育成事業	○「高根沢ローカルグルメ」認定制度 を活用した町内産農産物の普及促進 ・町広報紙やホームページにおいて事業のPR、登録事業者の募集を行います。 ・登録事業者には、商品用のシール及びのぼり旗を配付しPRに活用します。 また、事業者が町内でイベントを開催する際、町の補助制度を活用できる取組みをします。	☆高根沢ローカルグルメの登録件数 R5年度 47件→R11年度 65件 ※3～4件/年 増 担当：産業課

< 参 考 1 > SDG s（持続可能な開発目標）について

SDG s は、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までの国際目標で、「誰一人取り残さない」社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットで構成されています。

本町では、SDG s の達成に向けた取組を通じて「持続可能なまちづくり」を進めています。

	目標 1 【貧困をなくそう】 あらゆる貧困を終わらせる		目標 2 【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、安定して十分な食料と栄養を確保し、持続可能な農業を促進する
	目標 3 【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標 4 【質の高い教育をみんなに】 全ての人に包摂的（一定の範囲を網羅している）で質の高い教育を確保し、生涯学習を促進する
	目標 5 【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント（不利な立場を変える考え方）を図る		目標 6 【安全な水とトイレを世界中に】 全ての人が安全な水源と衛生施設を利用できるようにする
	目標 7 【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 手頃な価格で、信頼できる持続可能な現代エネルギーを全ての人が利用できるようにする		目標 8 【働きがいも経済成長も】 全ての人にとって包摂的で持続可能な経済成長と雇用、働きがいのある仕事を促進する
	目標 9 【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱なインフラを設備し、持続可能な産業化を促進し技術革新を育てる		目標 10 【人や国の不平等をなくそう】 国内及び国家間の不平等を是正する
	目標 11 【住み続けられるまちづくりを】 都市を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		目標 12 【つくる責任つかう責任】 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	目標 13 【気候変動に具体的な対策を】 気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取る		目標 14 【海の豊かさを守ろう】 世界の海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 15 【陸の豊かさを守ろう】 持続可能な形で森林を管理し、砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止め、生物多様性の損失に歯止めをかける		目標 16 【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のため、平和で包摂的社会を促進し、全ての人に司法へのアクセスを提供する制度を構築する
	目標 17 【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化する		

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

< 参考 2 > 食育ピクトグラムについて

令和3年2月に農林水産省は「食育ピクトグラム」を公表しました。

食育ピクトグラムは、食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムを作成し、多くの人に使用していただくことを目的として制作したものです。



共食

家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事で、心も体も元気にしましょう。



朝食欠食の改善

朝食を食べて生活リズムを整え、健康的な生活習慣につなげましょう。



栄養バランスの良い食事

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活につなげましょう。また、減塩や野菜・果物摂取にも努めましょう。



生活習慣病の予防

適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。



歯や口腔の健康

口腔機能が十分に発達し維持されることが重要ですので、よくかんでおいしく安全に食べましょう。



食の安全

食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し行動する力を養いましょう。



災害への備え

いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。



環境への配慮(調和)

SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりしましょう。



地産地消等の推進

地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することで、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につなげましょう。



農林漁業体験

農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めましょう。



日本の食文化の継承

地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切に、次の世代への継承を図りましょう。



食育の推進

生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を推進しましょう。

(規則で定める内容)

第 1 条 この規則は、高根沢町ハートごはん条例(平成 19 年高根沢町条例第 20 号)第 10 条の規定に基づき、食育、地産地消推進委員会(以下「委員会」という。)の組織と運営方法について定めるものとします。

(平 23 規則 13・一部改正)

(食育、地産地消推進委員会の組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員 22 名以内で組織します。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 生産者
- (4) 商工業者
- (5) 消費者
- (6) 食育関係者
- (7) 一般公募者

(委員長と副委員長)

第 3 条 委員長と副委員長は、委員の互選によってこれを定めます。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合又は委員長が欠けた場合は、委員長の代理を務めます。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となります。

2 委員会の会議を開くためには、半数以上の委員の出席が必要です。

3 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見や説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができます。

(部会の設置)

第 5 条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができます。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、学校教育課が行います。

(平 23 規則 13・平 26 規則 27・平 30 規則 14・一部改正)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に意見を聴いて定めます。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 23 年規則第 13 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

附 則(平成 26 年規則第 27 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 14 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

高根沢町食育、地産地消推進行動計画【令和 7 年度～令和 11 年度】作成協力者

高根沢町食育、地産地消推進委員名簿

【敬称略】

No.	委 員 名	役 職 名	備 考
1	野 口 昌 宏	町議会議員	
2	高 久 和 男	学識経験者	
3	永 井 秀 和	生 産 者	
4	篠 崎 孝 光	生 産 者	委 員 長
5	檜 原 朝 美	商 工 業 者	
6	谷田貝 直子	商 工 業 者	
7	高 野 勇 人	消 費 者	
8	村 上 かつい	食育関係者	副 委 員 長
9	福 田 正 英	一般公募者	